

平成25年度県産畜産物の放射性物質検査について

平成25年3月27日
千葉県農林水産部畜産課
電話043(223)2930

安全性を確認するため、県は平成23年度から県産畜産物の放射性物質検査を実施していますが、これまでに基準値を超えた件はありません。
こうしたことを踏まえ、平成25年度については以下の対応とします。

対 象	24年度実施	25年度改正点
原 乳	週1回、4ルートを対象に検査	中止する (当面、週1回、2ルートを実施)
牛 肉	県の安全チェック制度による週1回の検査及び生産者の自主検査	変更なし

1 原乳(基準値 50ベクレル/kg)

平成25年3月19日付け「農畜水産物等の放射性物質検査について」により、モニタリング検査の対象から本県が除外されたため中止とするが、乳業メーカー等の対応がとれるまでの間、下記のとおり対応する。

○対応内容

(1) 検査頻度：週1回

原乳を乳業工場へ配送する16ルートのうち、2ルートを対象

(2) 検査方法：精密検査(ゲルマニウム半導体検出器)

2 牛肉(基準値 100ベクレル/kg)

農場の飼養管理状況等のチェックと、出荷牛のと畜時に放射性物質の検査を行う「県産牛肉の放射性物質安全チェック制度」を継続する。

(1) 検査頻度：県のモニタリング検査：週1回 10頭を抽出

生産者の自主検査：毎日 肉用牛は全頭を対象

(2) 検査方法：簡易検査(NaI(TI)シンチレーションスペクトロメータ、

LaBr3シンチレーションスペクトロメータ)

精密検査(ゲルマニウム半導体検出器)